

京都市告示第 32 号

平成11年3月29日京都市告示第402号(有料公園施設の供用日及び供用時間)
の一部を次のように改め、平成19年5月1日から施行します。

平成19年4月27日

京都市長 榊本頼兼

「

朱雀公園野球場兼運動場	同	上	同	上
-------------	---	---	---	---

」

を

「

朱雀公園野球場兼運動場	同	上	午前6時から 午後7時まで
-------------	---	---	------------------

」

に改めます。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)